

平成 26 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 1 回臨時会	1 月 28 日	開 会
	1 月 28 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 26 年 1 月 28 日（火曜日）

第 1 回南三陸町議会臨時会会議録

平成26年第1回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成26年1月28日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民税務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿部 敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦 勝美

平成26年1月28日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第1号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第2号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第3号 財産の取得について
- 第 8 議案第4号 財産の取得について
- 第 9 議案第5号 財産の取得について
- 第10 議案第6号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

新年になりまして初の、第1回の臨時会でございます。本年も円滑な議会運営にご協力くださいますよう、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、15番山内孝樹君、1番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成26年第1回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成25年第10回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げさせていただきます。

初めに、政府要人の来町についてご報告をさせていただきます。

昨年12月17日には谷復興副大臣、本年1月17日に野上国土交通副大臣、そしてきのう1月27日には西村内閣府副大臣が相次いで来町いたしました。各副大臣とも多忙な公務を割いての本町訪問であり、来町に際し御礼を申し上げたところであります。

また、現地視察、意見交換など、各副大臣とも訪問の形態はさまざまでありましたが、私からは本町の復興状況について説明するとともに、谷副大臣には、被災地の実情に合わせた復旧・復興事業制度の柔軟な運用やマンパワーの確保について、野上副大臣には、震災復興祈念公園整備に向けた都市公園事業制度の柔軟な運用について、また西村副大臣には、原子力災害を想定した避難道整備とヘリポート整備への支援を中心に、復興の加速化に向けたなお一層の国による支援をお願いいたしました。

各副大臣からは、大臣ともどもしっかり支援していくので、今後とも復興に向け力を合わせていきたいとの旨の回答をいただいたところであり、私といたしましては一つ一つの課題と向き合い、しっかりと復興を進めてまいりたいとの意を新たにいたしました。

次に、宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議による要望活動についてご報告をいたします。

宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議につきましては、東日本大震災において甚大な被害を受けた市町である気仙沼市、女川町、石巻市、東松島市及び本町で構成しており、各市町が連携して復興課題の解決に当たっていかこうとするものでありまして、今回は同様の枠組みで構成されております宮城県東部沿岸大規模被災市町議会連携会議と共同で、1月15日に復興庁、国土交通省、経済産業省、中小企業庁及び自由民主党に要望を行いました。

要望では、避難路の緊急整備や復興交付金の適用期間の延長、産業の再生支援の充実など5項目にわたって要望をいたしました。

今後とも、沿岸5市町の連携を強めながら、また議会とも協調しつつ被災地の課題を訴えかけてまいりたいと思っております。

次に、国民健康保険医療費の窓口一部負担金の免除についてご報告を申し上げます。

この件につきましては、国による東日本大震災に係る保険者への財政支援の拡充を受けまし

て、国保会計の財政状況及び沿岸被災市町の動向などを踏まえ検討した結果、昨年度で終了した医療機関における窓口一部負担金の免除を、新たな形で実施する方向で検討いたしております。

対象者や実施機関等の詳細については、被災沿岸市町と連携しながら足並みをそろえ、格差のない支援となるよう担当課に指示をしたところであり、具体的実施内容が決定次第、改めて所要の手續に付したいと考えております。

次に、公立志津川病院の「レディース外来」について申し上げます。

ことし1月から、内科の一診療としてレディース外来を公立南三陸診療所に開設し、毎月第2週と第4週の金曜日に診療を行っております。新聞等で既にご承知のことと思いますが、気仙沼市本吉町にあります介護老人保健施設「はまなすの丘」の管理者であります中村幸夫先生から、ぜひ被災地の医療支援をしたいという申し出があり、先生のご厚意を遠慮なくいただくことといたしました。中村先生のご専門が婦人科ということで開始したレディース外来ですが、女性特有の症状でお悩みのご婦人の方々にとりましては、当該外来の開設を大変心強く感じていらっしゃるのではないかと考えております。町といたしましても、中村先生の医療支援に心から感謝をしております。

病院の医師招聘につきましては、現在もなお全国的にも厳しい状況に変わりはありませんが、町といたしましては、新病院の開設に向けて、医師の確保も含め今後とも充実した診療体制づくりに鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

最後に、災害義援金の誤支給について、ご報告とおわびを申し上げます。

今般、統合型被災者支援システムの導入に際し、移行データの点検作業を実施してありましたところ、平成24年度支給分に関して、超過支給分として14件、1,172万2,000円、未支給分として9件、173万4,000円の誤りが判明しました。データの照合の際に操作ミスがあったものと思われますことから、誤って支給した皆様にはおわびを申し上げるとともに、超過支給のあった皆様には、ご自宅を訪問の上、丁寧に説明をいたし、ご返還をお願いすることといたしております。

全国から寄せられた義援金を誤って支給してしまい、被災者の皆様、義援金を寄せられた皆様には心からおわびを申し上げる次第であります。

なお、今後はこのような事態が生じないよう、チェック体制を強化するなど、再発防止に万全を期する所存であります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

- 議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時07分 休憩

午前11時20分 開議

- 議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号 工事請負契約の締結について

- 議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第1号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した石浜・名足地区の防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

議員皆様ご承知のとおり、防災集団移転促進事業による造成工事については、戸倉藤浜団地が昨年12月に竣工し、今年度内にはさらに荒砥、平磯、袖浜、港地区の堺及び長羽の5団地が完成する予定であります。本案の議決がいただければ、本町で計画している防集団地の全ての造成工事の発注を完了することとなりますが、発注の完了はゴールではなく、被災した多くの町民の方々の住まいの再建へのスタートであるとの認識を持って、今後も復興事業を加速すべく取り組んでまいり所存であります。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上
ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第1号の工事請契約の締結についての細部
説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、防災集団移転促進事業（石浜・名足団地）の造成工事でございます。
入札の結果につきましては、記載のとおりでございます。工事期間は、ことしの11月30日ま
までと設定をしてございます。

4ページに位置図を参考までに添付をしてございます。工事箇所につきましては、名足地区
の北側、石浜地区寄りに位置した場所でございます。

5ページに土地利用計画図をお示しさせていただいております。ちょっと印刷の関係上見に
くいですが、ご了承いただきたいというふうに思います。石浜・名足団地の計画の概要を簡
単にご説明いたしますと、現況は町道石浜線からアクセスいたします丘陵地で、現況は畑及
び山林となっております。宅地の区画数は7区画を計画してございまして、造成面積につ
きましては0.71ヘクタールとなっております。宅盤の高さにつきましては、海拔24メート
ルから30メートルを超える高さとの計画でございます。ちょっと色が見にくいんですが、黄
色の部分が宅地でございまして、緑色の部分が緑地ということでございます。先ほど海拔の
数値をご説明いたしましたが、小さい団地ながら非常に高低差が大きく、段々の造成となる
計画をしてございます。

主な工種でございますが、この団地の一部が、以前に畑地造成を行った土地も部分的に存在
するというので、一部分の土砂を置きかえる盛り土工事となりますが、そこを含みます敷
地造成のほか、町道から取りつく幅員5メートルの道路整備214メートルの計画でございます。

以上、細部説明とさせていただきますが、先ほど町長が提案で申し上げましたとおり、この
石浜・名足団地で、皆様方にご心配をおかけしておりました防集団地の造成工事の契約も一
定のめどがつくことになろうかと思います。ようやくですが、全町が目に見える状況となっ
てきているということでございますが、今後におきましても、一日も早い完成に向けて引き
続き鋭意努力していきたいというふうに考えておりますので、今後ともご理解、ご指導方を
よろしく願いたいしまして、細部説明とさせていただきます。よろしく願いたいします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） これで全てが発注されると。利用される方々、楽しみにこれから見守っていくんだろうなと、そう思います。そこで、今回この計画が今図面で示されているわけですが、この団地につながる道路の勾配が何%ぐらいになって、それで宅地に段差がつくということで、段差がつくということはのりが出てくるわけですが、利用できる表面の土地ですか、そういう部分の差は出てこないのかどうか、その辺あたりをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 町道から団地までのアクセスする距離が非常に短いということもございまして、土地の有効活用も含めて、道路も比較的急な勾配になります。数字で申し上げますと9%を超えるような状況になろうかと思えます。

それと、2点目の、当然道路の勾配が急になりますと、宅地の段々という部分で一定の道路からの宅盤の高さが生じてくるような形になります。宅地間も同様でございます。ちょっと見づらんですが、この黄色い図面のところで、宅地の周りに太い線で記載させていただいておりますが、ここの部分は擁壁を構築するというふうなことで、一定のそういった有効面積の確保に努める計画としてございます。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ここの部分の整備の計画は、擁壁を継いで有効面積を最大限にすると、そういう計画であります。先般県内でも一番最初に完成した藤浜団地を見学させていただいたところ、でき上がってみて初めて、これではちょっと不都合ではないのかなと、そういう思いが多々ありました。さらに、こういう状況の中で、この土地を最大限に有効にしていくためには、個人での擁壁整備というようなことの声にかなり今反発が出てきているような状況であります。やはり、これは相当土地の利用面積に差が出てくるのかなと、いろいろなところがあります。今この地に完成される荒砥、平磯、袖浜、港等々でも、そのような問題によって一部その工事の足踏みといいますか、そういうふうなことが出てきていることも聞いております。その藤浜を見学させていただいたときに、いろいろ話をしたところ、私でも文句を言いたいですねと言った方がおります。その方、副町長ですけれどもね。それだけに、やはり町でその部分の整備を支援してやるべきではないのかなと、あるいは今後、その計画の中での変更等々も加えるべきではないのかなと。そして、その利用内容にそう大きく差のないような、利用者は100坪を期待しているわけですので、100坪が60坪になったと、それは

極端な話ですけれども、それではとても納得のいかない方々が出てくるのかなと。それで、結局建蔽率というものはどのような考え方をするのかわかりませんが、建蔽率でも支障が出てくるのかなと、そう思っているわけでありますが、その辺あたり説明がつけばお願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今議員ご指摘の部分につきましては、住民の方々からそういった声が寄せられているのは、正直そういった状況でございます。当課としても、実際の設計を組む上でこういった基本的な考え方でいきますよという部分は説明をしているんですが、そこがなかなか平面図上の説明ですとご理解いただいている方、あるいはご理解が不十分だった方、そういった方が生じて、完成間際になったときに話を聞いていないとか、そういった説明不足が散見しているといったような状況下でございます。

当課の考え方として、どの団地もという部分については、非常に困難な状況ではあると認識はしております。それは、まず1点目は地形上の問題、それと団地規模の問題、それによって非常に制約を受けるケースも結果として出てきます。ただ、どのくらいになったら擁壁を設置すべきという部分については、課内でルールを決めて工事をいたしているということで、ここの石浜・名足団地の場合は宅地間が1メートルを超えてしまうということで、1メートルを超える宅地間の高低差については擁壁を構築すると。ただし、道路面につきましては、1メートルで擁壁をつくことが逆に北下がり団地、あるいは南下がり団地、そういったいろいろなケースに応じて各個人のそこの土地利用のあり方が制限を受けてしまうということもございまして、道路面については1.5メートル程度ということで計画をして、全町の団地のルールを決めてございます。

ただ、そうはいつでも解決できる部分も当然ございまして、ご要望に応じてある程度山が切れてきて見える段階になったときに、現地説明でそういったご要望が出れば、変更等で対応していくというふうな状況も担当のほうには指示してございますので、入る方々の理解が得られるよう、今後も説明責任を十分果たすような形で進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 宅地造成、いろいろその条件があると思うので、段差が出ることはやむを得ないことです。当然のことであることは理解しているんです。その利用面積が縮小になった部分をできるだけ拡大というか100坪に近い、そういう利用率に上げるための整備をこれ

からしていくべきではないのかなと。もう終わったところについては、それはそれでまた対応というのはいろいろ考えることができると思うんです。例えば、100坪100万円のところを、ここの土地は擁壁をつくらなかったから80万円でいいですよとか、やり方は幾らでもあると思うんです。全般的に、その有効面積拡大のために対応していただきたい、対応策を考えていただきたい、その一言に尽きるんです。今後の計画、これから事業変更等々大変なこともわかりますが、利用者のためにそういうことを極力実現するようにしていただきたい。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほど申し上げた私の回答につきましては、ある一定の技術者目線という部分が非常に強いということは、当課として反省しなければならないのかなと思っています。議員ご指摘のとおり、利用者が喜んでそこにお住まいになる住宅を建てていただくというのが最終目的でございますので、そこはご指摘は課内でも再検討していくということでご理解いただきたいなと思います。

それと、建蔽率の問題につきましては、敷地面積に応じての部分なので、その有効的な部分、平場が仮に93坪あれば、93坪に対してではなくて、全体の約100坪に対しての率という形になりますので、建蔽率が非常に上がるとか、そういったことにはならないというふうに認識しております。

○議長（星 喜美男君） 5 番村岡賢一君。

○5 番（村岡賢一君） 今高橋議員が申し上げたことと同じ意見ではございますけれども、私もいろいろこの高台移転については、多くの希望する方々との話し合いの中で、ただいまのような意見が大変多く出されております。造成が終わってからは、なかなかその町全体のそういう造成の、あのときこうすればよかった、ああすればよかったということでは済まない部分があるわけでございまして、私が一番心配しているのは、やはりコミュニティーでございまして。隣づき合いといいますか、これから高台に移転した場合、お隣づき合いが続いていくわけでございまして。ずっと次の代まで続くわけでございまして。そのときに一番私が心配しているのが、やはり隣とのトラブルのようなものが発生しやすいのが土地の問題等が挙げられると思います。その中で、例えば今防集のほうでの計画をお聞きしましたところ、幹線道路とヤマガイとか、そういうところには側溝の整備がなされるようでございまして。しかしながら、それぞれの土地の中の側溝は計画のうちにはないということですし、それから境についても、平坦地であればよろしいんですが、やはりのりの出た場合の土地の境界の部分についても、くいが打たれるだけの整備ということで渡されるようでございまして。その中で、

例えば土地を買い上げて自分のものとしてお家を建てられる方、それからその資金がないので土地代を払ってそこに家を建てたいという人が隣接した場合に、自分の土地であればそういう擁壁も自分の力で建てられる方もいると思いますが、やはりたとえ町から借りた土地であっても、大水が出て土砂が流れてきた、今造成したての土地でございますので、いろいろな問題が想定されます。そういう中で、例えばちょっとしたことで隣とのトラブルが発生すると、ちょっとしたことで、ずっとこれから住み続けなければいけないその土地で隣とぎくしゃくした関係で生活をしていくということは、大変これは防がなければならない問題でございます。私は、この前もちょっと舌足らずで申し上げましたけれども、やはりそういう将来南三陸町の、人間関係のいい町だということを構築するためには、トラブルの起きない造成の仕方というものを、やさしい土地づくりを私はお願いしたいと思うところでございます。いろいろな制約があるのは承知しておりますが、どうか町長さんの本当に政治判断で、たとえ少しでもいいですから、ここが境界だとわかる、土の流れない仕組みの土地造成をお願いできればと強く感じているところでございますので、その辺をひとつよろしく、どういうふうになっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 前にも議員のほうからは、その境界の部分に縁石であるとか、そういった形で境界を明確にしてほしいというご要望をいただいておりますが、考え方といたしまして、その隣地者の部分については、町でしっかり境界くいあるいは境界のプレート、そういったものを設置いたしますので、お互いが顔を見える中で地域コミュニティーを形成していくという部分を、一定の構造物で境界を区切られればいいんですが、我々防災集団移転事業も、以前から議員もご承知のとおり戸当たりの単価という一つ一つの縛りが非常にハードルが高くて、最初から何もかもという部分になりますと、非常になかなか交付金自体いただけないと、計画全体を見直していくと、実際にそういった団地もございます。そういった非常に難しさもございますが、境界の部分は側溝を入れる、あるいは、ただ余りにも段差が激しい場合は、そこはちょっと一考の余地はございますが、一般的な平場の部分になりますと、そういった境界の部分については、各個人がお互いの隣同士でこういった形になるか検討していただきたいというお願いをしております。ただ、各団地とも、それぞれの境界ラインから1メートルセットバックをしてお家を建てましょうという自主的なルールづくり、そういったものについては各団地に共通してお願いを申し上げておりますので、そういった中で隣地者との友好関係を末永く続けていければなというふう考えております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 確かに、その厳しい部分ということは承知してございます。しかしながら、やはりいろいろなことを考えますと、土地づくりというものは本当に大事になってきますので、どうかできる範囲というところをこれまた制限されてしまいますけれども、お願いをするということと、もう一つは、さまざま土地も場所によって、あしたに終わってからその評価額というものが発表されるようでございますけれども、やはりその部分のことを前もって発信できないというところが、私たちとしては大変厳しいところなんです。例えばそこに住まれる方が事前にそこにくじ引きとかいろいろなことで当たると思うんですけれども、実際にその場所に自分がみんなのよりも不便な場所に来たと、日当たりが悪いところに来たとか、場所の悪いところに来たといったときに、こんなところではということで、住めないというふうな話が出ることも考えなければいけないと思いますので、どうかみんなが等しく日の当たるような土地造成のほうをよろしくお願いしたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 第1号の契約の関係ですが、ざっと見て1戸当たり造成費2,000万円ぐらいかなと。そのほかに土地代もありますから、3,000万円までいかないが2,500～2,600万円ぐらいかかるのかなと、前にいろいろ説明が土地についてはあったと思いますが、それで、この図面を見て客観的に思い浮かぶことは、前者もいろいろ伺っているようですが、この場所においてはかなり低い場所、この右上のほうがよかったのかな、なぜ下につくるんだろうなというふうに思っているんですけれども、その点は終わったことですので、今図面だけのお伺いをするわけですけれども、この土地の一区画当たりの単価が一体幾らぐらいになるんだろうかと。

それから、ここに1箇所三角の土地がありますね。これも同じ単価なのか、同じ100坪なのか。しかも段差があればあるほど土地が狭く見えてくるんです、擁壁をやるわけですから。それはそれなりにつくるんでしょうけれども、それからその整地、すぐに家を建てるんですから、みんな待っているんですから、その場合にここは、この内容を見ると盛り土が半分ぐらいになるのかなと。盛り土するために擁壁が必要になる、コンクリートのL型だろうと思いますが、盛り土の分に家を建てられるのかどうか、その辺が危惧されるものがあるなど。そういう工法について、土地造成の進め方、どういう形にするのか。

それから、道路にみんなびたっと、これは松崎線でしょう、これは直接道路に沿っているわけです、造成地がね。その場合、道路と宅地に段差が出るのではないのかなと、あの場所の

場合は。そういうふうに見えるんだが、段差が出ないのかどうか。道路にぴたっとくっついてますから、この図面がね。その辺がちょっとこれでいいのか。ということは、半分、例えば3分の2でも切り土と盛り土では最後に地震がちょっと起きてもすぐに差が出るんです。それで、余計なことですけども、歌津の吉野沢団地、あれは埋め土と切り土の境に家を建てた人がかなりいた。その後に全部地震でやり直した、補助を町でも出して。そういうことでもありますので、やはり理想なのは全部切り土なんですよ、切り土にすべきですが、当然そうつくるんだろうと思いますが、その辺を確認したいと。価格、特に価格の差が三角も一番いいところも同じ単価なのかと、その辺で単価を含めて説明をいただきたいと。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず1点目、その三角の土地、恐らく図面で黄緑色の着色をしておりますが、ちょっと見づらくて大変申しわけないと思います。この部分は公園緑地ということで、住宅を建てるスペースではなく、残地をそういった共有スペースとして緑地に使う部分でございます。

それと、盛り土の関係についてでございますが、先ほど説明の中で、一部土を置きかえるという表現をさせていただきましたが、ここの現在の地盤から見ますと、全体は切り土になります。ただし、以前に地域の方々のお話を聞きますと、畑地造成を過去に50年代に行った土地であるということをお聞きしておりまして、ボーリング調査をした結果、その造成したと思われる部分について土のかたさ、締めかため度が非常に甘いという状況が判明しておりますので、その部分につきましては、一部良質的な土を置きかえてやる、掘って盛り土といえますか土を置きかえると、結果的には一部分が盛り土になるという部分にはなりますが、そういった工法をとらせていただくと。畑地造成をした際は、恐らく起伏をならしてブルドーザーでそのまま転圧していったという状況で整地をしたようなお話もございましたので、一定の30センチごとの層の厚さをもって、新しい土を一回掘削して入れかえて転圧をかけて宅地盤を形成していくというふうな工法でございます。

それと、それぞれの宅地に付随する内部の区画道路等につきましては、一番接点の部分では道路と宅地の高さはほとんど等しいという設計をしております。いわゆるゼロになります。ただ、道路勾配がある程度急だということもございまして、ゼロから1メートル500とかというふうな段差が出てしまうと、低いところでは道路とフラット、一番高いところでは1メートル500と、そういった部分を擁壁を用いて有効面積を可能な限りふやしていくというふうな設計内容にしてございます。

それと、価格の部分につきましては、先ほど三角の部分と言いましたので、ここは人に売らない部分ですので、緑地の部分であるということでございます。

宅地の金額につきましては、先ほどもご指摘ございましたが、終わってからの提示という部分になりますけれども、以前に地域の方々へ参考までにお示しをしておりましたが、平米当たり6,000円から8,000円との価格を一つの目安にしているというふうな状況でございます。坪にしますと約2万円弱から2万5,000円ぐらいというふうな価格を想定してございます。いずれ宅地の盤ができ上がったときに、そういった各カクチの諸条件、高低差の問題とかそういったものをポイント制で決めつつ価格を形成していくということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 大体説明は受けましたが、この三角、私はちょっと勘違いして、それにしては公園とかあるいはそういうのもあっても、これだけの土地を取得しているんだから何か公共施設みたいなものがあったらいいのではないかなと、そんなことを考えたりしたものですから、よく見るとそれを除いて7戸ですから、私の勘違いがあったんだなと思えます。

そんなことで、坪単価などは購入する方々と話し合いをしているんだというようなことで了承を得ているんでしょう。本当に了承を得たから契約ということですが、なかなかこれは、後に問題の起こらないような、土を入れかえして転圧したからこれは大丈夫だと、そんなに大丈夫だと思ってやっていることが大丈夫でなくなってくるのが被害ですから、その辺はよく検討に検討を重ねて、後日問題の起こらないような進め方をさせていただきたいというふうに思います。

坪当たり2万円前後ということですがけれども、造成地はどここの場所も単価、造成費用はほとんど変わらない。そういうことだから、志津川の東地区の中も西もあるいは伊里前もみんな2万円かという、そういうものでもないというふうなことでしょうが、石浜の流出したあの辺の土地買い上げ価格は幾らぐらいだったのか、それらを勘案して単価が設定されるものなのかどうか、その辺の考え方、その土地の価格を決定するための基準といいますか、そのようなものが何かあるのかどうか。例えば、石浜の場合は流出した土地は町では2万円で購入しますよと、そういうことでもあるし、今度つくる土地も2万円ですよということなのか、8万円を買った例えば志津川地区の宅地が、今度新しくできた宅地も坪8万円ぐらいなのか、その辺のその地域の土地の価格の設定、それらの考え方について伺います。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうから土地を分譲する際の考え方、この辺に

ついてちょっとお話をしたいと思います。

基本的に、町のほうでは分譲する際に不動産鑑定士のほうに、その土地の標準となる造成地内の団地の一区画を、標準地ということで不動産鑑定をしていただくのが一般的でございます。その一般的な標準的な区画に対して、それぞれの持っている区画が、例えば道路に面している数とかあるいは高さの問題、それから日当たり等の問題、これらを最終的に加味した形で各個別の評価をするというふうな考え方でございます。具体的な区画につきましては、先ほどお話ししたとおり、鑑定士のほうで付近の取引事例あるいは物価等の変動、あるいは一つは被災した土地の買い取り価格もベースになろうかと思うんですけれども、それらを含めて総合的な部分で標準地の価格を決定し、その標準地に対してそれぞれの各地がどういふふうなプラス要因を持っているのか、あるいはマイナス要因を持っているのかということで、個別の分譲価格を決定するというふうなことになっております。以上です。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

午前 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

第1号議案の質疑を続行します。阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 3回目ですので、あとはこれで終わりにしたいと思っておりますが、今の答弁が、私の質問したことにだけ答えてくれれば、何も私は3回目今この石浜の、これに関連して言っているから、親切に何だか随分いろいろなことを説明してくれることは非常にいいことなので、ついでだから、例えばこの石浜の土地は買い上げが幾らで、今度の区画整理した土地が幾らなんだと、坪単価で。平米はわけがわからなくなるから。それと、そこまで説明したから、例えば志津川の町一番高い単価、駅周辺だろうかなと思っておりますが、その辺で自分の今までの土地を町のほうにどう売買した場合には、例えば坪当たり10万円だと、そうするとこの東、西だのそういう中、それらも一体幾らになるんだろうかと、そういうふうなことを、私はできれば買った値段ぐらいで、売った値段ぐらいで買って、それが一番いいのだろうかなというふうに考えるんですが、それは私の考えですからいいんですけれども、それらの内容について、今の2点に絞ってだけでいいですので、あと余計なことはいいです、それだけのご答弁を願います。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、お答えしたいと思います。石浜地区の被災した土地の標準的な価格は5,100円でございます。実際この被災した土地に対しまして、坪ですと3.3ですから1万6,800円になります。それで、今の想定している分譲地の値段と申しますのは、平米6,000円です。坪当たりですと1万9,800円から大体8,000円を見ているので、坪当たり2万6,400円。この範囲内での分譲を予定してございます。

それから、市街地で一番高い場所ですが、志津川の東地区が平米1万9,000円を見込んでおります。掛ける3.3ですと6万2,700円ということで、これが掛ける100坪ですので627万円というふうな金額を現在は見込んでおる状況です。一番高い分が平米当たり2万6,000円、坪当たり8万5,800円になります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この石浜・名足団地、我が町の最終分譲地といいますか事業になりまして、今日になるまでには、職員の方々には大変ご苦勞をおかけいたしました。本当にお疲れさまでした。ようやくこの入札が終わって、予算の議会ということにこぎつけることができました。

前者のいろいろな質問があったわけですが、その中で土の入れかえ箇所もあるというふうなお話がありまして、初めて今ここで聞いたわけでありまして。そういったことをここに移転する方々が承知しておるのかどうか、説明会の中で。どの箇所でどれぐらいの割合が土の入れかえがなされるのか。抽選になるかと思うんですが、そういった箇所が当たった方については、この単価の面で全面的な切り土でお買いになる方よりは安くなるのかなという感じはするんですけれども、その辺どのような差をつけるのか、全体を見て平均単価で分譲されるのかどうか、その辺がどのようになるのか。それを了解済みでそこに移転するということになればいいんですけれども、後で知らされて、ここであれば考え直すべきだったなんていう問題が起きてこないのかどうか、その分譲する割合、その辺はどのようにお考えなのか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 入居予定の方には、これまでもそういった説明をしてきてございます。一部の部分で盛り土となるべく土地がございまして、それと以前に50年代に畑地造成をやった関係で、ボーリング調査した結果、そのまま切っても、その表面の一定の部分が、一部分となりますけれども、建物を建てるのに思わしくないということではないんですが、部分的に弱い部分がどうしても生じてくるということで、その部分については一旦下から掘り下げて、新しい土でもう一度転圧をかけて正規の宅地盤の強さに近づけるよう締め

かためを行う造成であるといった説明はさせていただいております。その上で、その部分が影響するのは全部で4つの宅地になります。この図面でいいますと、北側の2宅地の、面積的に見ると40%ぐらいでしょうか、この2宅地の部分の全体の40%程度、それと下のほうにおりてきますと、下の一番南側の左側の宅地、ここについては面的に見ますと70%ぐらいがそういった状況になろうかと思えます。それと、その北側、3つの区画が並んでございますが、そこの真ん中の区画の部分、ここを40%ぐらいということで、北から縦に連なる部分がどうも造成をしたような経緯があるというお話を伺っておりましたので、ボーリング調査をした結果、やはりご指摘のとおりだったということで、そのデータに基づいての想定の深さまで置きかえて、もう一度締めかためから造成をやっていくといったようなことになります。

ただ、その部分について、宅地の分譲する際の単価に影響するかという部分につきましては、周囲の切り土の部分と同様まで締めかためをしながら、地盤のかたさ、N値という表現になりますが、一定のN値まで確認をしながら引き上げて締めかためをしていくということになりますので、そういった観点での差が出てくるという部分には余りならないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 40%あるいは70%が土の入れかえだというお話でした。締めかためという言葉ですけれども、100%切り土と同じになるという、科学的ではないんだな、技術的な根拠というのはきちんとなされているのかどうかですね。といいますのは、建設しました、地震のたびに傾いてきた、あるいは建築前の鉄さしとかピアというんですか、よく埋め立て地域に建設する際に何カ所かに柱を入れますよね。そういった工法をとらなければ建設できないような、あるいは建設しても問題なくするための工法の一つとしてやらなければならないようなことなのかどうか。そうしますと、おのずとその建築費にお金がかかりますから、土地の単価というのは安くならなければならないということになるわけですのでね。建築後の5年10年たって、地盤の関係で建物に影響を及ぼしたときの補償などはどうなるんでしょうか。今の段階では、大丈夫だというお話になるんでしょうけれども、それを裏づけるものが、担保されるものが何かあるのかということです。たまたまくじ引きであんたが当たったから運が悪かったねでおさまる問題なのかということなんです。それを心配しているんです。その辺のところをきちんと建築前に大丈夫ですよと、今の日本の法律の中ではこれ以上のものはありませんよというようなものが分譲する際にきちんとあるのか。この締めかためを、例えば造成して5年あるいは10年ぐらい、要するに自然に沈下していったら、これ以上は大丈夫

夫だろうというときに建築するのであればいいのですが、その入れかえをして間もなくというか、何もしないうちに建築するようになるわけですから、そういったことの事が起きた場合の補償といいますか、それはどういうふうになりますか。安心して間違いなく切り土した箇所と同じようですよというものが裏づけが何かあるのであればいいんですが、もしあるのであれば出していただきたいんです。安心してそこに建てられるというきちんとした保証といいますか担保というか、それはどういうふうになっていますか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 補償という部分については、ちょっとご回答を申し上げるという部分ではございませんけれども、締めかためている途中から平板載荷試験でありますとか、そういった形で一定の強度がなされているというのを積み上げていって、盛り土したいわゆる安全である宅地盤であるというまで施工をしていくということでございます。最終的には、この団地だけではないんですが、一般的に家を建てることになると、土地の地盤の強さを示すN値という数値を目的とする試験がございます。そういった試験については、家を建てる際に各個人がやることにはなりますが、町としても安心してそこで普通に家を建てて、後々そういった沈下がないような地盤のかたさにもっていくために、確認行為としてスウェーデン式サウンディング試験というんですが、どれぐらいのかたさかというのは、この団地以外にも切り土の団地でもところどころボーリング調査プラスアルファでやっていって、住民の方々には、もしそのデータが欲しいというのであれば開示をしていくといったようなやり方になろうかと思えます。当然、一定のN値を確保できないということであれば、それはまた工法を変更するなどして、一般の木造住宅が建てられるN値を求めるような施工に変えていくと、現時点では土を置きかえて転圧をしていけば、そういった一定の布基礎の住宅あるいはベタ基礎の住宅、それでももつというぐらいのかたさまで締めかためをきちんとやって、なっていくだろうということでの今設計をしているところでございます。ですので、最終的にはそういった確認行為も町として行っていくということでございます。これは盛り土だけではなくて、どうしても我々が知り得ない、こういうふうに地域の方からお話があったがゆえにボーリング調査の点数も少し多目にやらせていただいた経緯もありますが、特に畑であったところについては、そういった確認行為を行った上で住民にその数値データをお示ししていくと。それを、参考にしかありませんが、次の住宅を建てる方々の一つの参考資料としていただければなというふうな形で進めていく予定になっております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。「なし」の声あり) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 工事請負変更契約の締結について

○議長(星 喜美男君) 日程第6、議案第2号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第2号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した平磯地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要性が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長(及川 明君) それでは、議案第2号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的につきましては、防災集団移転促進事業の平磯団地の造成工事に関する部分でございます。当初の金額に対しまして、351万8,550円を増額するものでございます。

本工事につきましては、造成工事に付随する各種さまざまな工種で行っておりますが、主な変更理由といたしましては、当初積算におきまして安全費ということで、交通誘導員を町道

平磯線に接する団地入り口部分に1名の計上をしておりましたが、実際の施工に入りまして、町道平磯線の沿線での個人の住宅建築あるいは当方の残土運搬、仮設住宅に接しているといったようなことから、狭い幅員の町道の中で工事等がふくそうするというところで、警察の協議により5名ほどの体制への交通誘導員というものが指導されたということに伴いまして、所要額を増額変更するものでございます。

ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 余り今回は質問は控えたいなと思って座っているんですけども、どうも今のこの説明を聞くと、こんなことは最初からわかっているのではないのかと、道路の幅が変わったわけでもないならね。そういう納得がいかないということです。なぜそういうことを想定して、予算をちょこちょここういうふうにプラスしていくのか。道路が何か変わったんですか。道路が変わらないのに、早く言えばこれはそういう交通の関係ですから、これが当初見込んだよりもかかりましたと、旗振りだかなんだか、警備ね、その関係のことでしょう、それがかかりますと、そのために三百何万円、この増額だのそういうのは、そんなに簡単にあなたたちは考えているかもしれませんが、簡単にできないんです、本当は。そのために積算は時間をかけてやっているんだから。あなたたちプロでしょう、何回も言いますが、こんなことをいちいちやっているうちに、今度はこうなったから、あんなったからと、しかも当然あの地域ではそういう当初から必要な場所です。それを1人だけとって、1人でどうするんですか、入り口だけで……。あの平磯だって。それを1人だけの予算をとった。どうもその積算というか議会に提案する考え方、やっぱり予算は簡単に変更なんていうのはできるものではないですよ。私はそうと思いますが、その辺に町としての落ち度がなかったのかどうか、設計する段階で。ボーリングだってそうですよ、ボーリングしたからいいというものではない。一つの参考資料、材料ですから。その3軒向こうはどうなっているかわからないんだから、例えばですよ。そういういろいろなことを見込んで大金なんですからね、つくんです。あそこは私は見たんですけども、そんなに難しいところでもないし、道路そのものは狭くて、1人で旗振りしてどういうことをするんだろうなと思うんですが、どんなふうに見込んだんですか、当時。この範囲内でやるべきだと、私はそういうふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ご指摘のとおりでございます。団地の入り口の部分、いわ

ゆる町道に接する部分のみしか当初に計上しなかったという当方の見込みが甘かったという部分もございしますが、ただ、ある意味施工体制も含めて整った上で、最終的に警察との協議という中での指導がなされたという経緯もございしますので、その部分をご理解いただきたいなというふうに思います。

それと、当然1名でやるべきことではないだろうということのご指摘はご指摘として、今後設計内容と申しますか、ほとんどの工事が発注しておりますけれども、見直せる部分、工事の現請負契約の中で対応すべき、可能な部分はそういった形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 当初1人だからということですけども、何回も言うんですけども、旗振り1人で絶対だめなんですから、交通整理上。わかりませんか、あれ抜けるんだから、あの道路は。これはこの予算でやるべきことなんです、300万円。どこの業者でもそんなことやるんですか。この業者だけやるんですか。あんまりいろいろな方面が出てくると、とんでもないことに質問が出てきますよ。二度とこういうことをやらないように、今後はやっぱりあくまでも予算内で、全部積算どおりに全てがいくなんていうことは考えられないんだ、そうでしょう。何かこの契約金額から予算からいろいろ神わざがいっぱいあって、質問もできませんから後はやめますから。終わります。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 昨年の6月で随意契約、入札ではありませんから入札先も出ないはずだったんですね、随意契約で7,700万円ということで。先ほど前者もお話がありましたように、総務常任委員会で十数カ所の高台防集あるいは公営住宅等の土地の調査をしたわけでありませう。この箇所は、全体十数カ所の中でも一番工事の楽なといいますか、簡単な土の搬出も少ない平らな土地をただ削るだけの工事で、でも工期はかなりとってありました。一番早く仕事が終わるのかなと見ておったんですが、私どもが行ったときには重機がぽつんと置いて、人は一人もいなくて、お休みだったのかどうなのかわかりませんが、全然というかしばらく工事が放置されているような状況であったところでありまして、早く終わるところは終わらせた方がいいというのが総務常任委員会の総括的なご意見でありました。ここに来て増額だと、一体どのような工事の変更がなされるのかなと思って今説明を聞いたら、交通誘導員が不足しておったと、増員による増額だと。これは、随意契約をした業者との中で、そういうことというのは果たしてどうなのかなという感じがするんです。初めてやる業者さんではな

いんでしょう、これはいろいろなこれまでも何十年と事業をしてきた業者さんが、場所も早くからわかっておいて、交通誘導員何人必要だかというのは今わかったんですか、あるいは警察の協議によってというふうなお話でしたけれども、警察の協議をしなければ十分一人で間に合ったということになるんですか、説明を聞きますと。その警察の協議はいつなされたんですか。いつ足りないということになって、町のほうに変更願が出されたのか。その350万円の根拠、工期は1月の31日までですよ、工期の変更はないんだから。もうあと何日、きょうは28日、あとなんぼ日あるんですか。とにかく、この議決前に5人でやっておるんですね、誘導員は。まさか、あと残された日にちで誘導員の額が350万円ではないのでしょうか。既に誘導員を5人にして、いつから5人にしてあるのか。この議会の議決をもらわなくても、誘導員を増員してやっておっていいんですかね。もし否決されたらば、その業者が損をするから出すということなんですか。どうなんですかねその辺、ここに来て出すことが、何か勘違いしていますか、私の質問は。そういうことなんですよ、4人追加するから足りないから350万円足すということなんでしょう。議会の議決をもらわなくても5人にして使っていて構わないわけですね、だからやっているんでしょうから。あるいは、残された日にちで350万円かかるということではないんでしょうからね。その辺どうなっているんですか。議会の議決をもらわなくても、やったら足りなかったからくれということのやり方なのかどうか、これからやろうとするけれど、足りないから足してくれということなのか、その辺どうなっているんですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、最初の随意契約という部分につきましては、この変更部分が随意契約であるということでございますので、そもそもは一般競争入札の中で選定された業者でありまして、契約をご決定いただいて、その工事の中での変更の部分を随意契約をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、ご指摘の部分でございますが、議員おっしゃるとおりだと思います。精算するような形で今回変更を上げたというのが実情でございます。ただ、これは業者からのというよりは、警察協議の中での町からの業者に対する指示事項であるということでございますので、その部分として、そのわかった時点で変更契約という、こういう議案を上げるべきなんだろうなというふうなこともありますけれども、ほかの工種の部分でも、若干の面積、数量、そういった微調整もございますので、最終的にこの段階において議案として提出させていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） さっぱり答弁がなされていないんだけど、これもまた2回目にカウントされて困りますけれども、この議決、きょう出たんですよ、議決前に1人から5人に4人ふえたんだ、それをやっていたんでしょうということ。残された期間をきょうから1月の31日までの工期間に支払う金ではなく、これまでも払っていたんでしょうということ、使っていたんでしょう、それができるのかということ。説明を聞きますと、これは業者からの申し入れではなくて町からということなのですか。ふえたということは警察間の協議の中で、1人では足りないから4人にすべきであるということは警察からの協議の中で話し合われたと、それまでは1人だったわけ。それはいつになるの、警察の協議、俺はそれを聞いているの、いつそういうふうになったのかということ。それで、課長はそのときにでも議会に出せばよかったというふうな話もあったんだけど、いつその足りないということがわかって、そしてそれは町から業者さんにふやすべきだということを指摘したわけですか。あるいは、警察から業者さんのほうに話がたって人数をふやしたわけですか。その辺さっぱり見えないのです。ただ300万円足りないから議決認めてくださいばかりの話であって、中身が全然見えない。それを、何でもかんでもはいはいというわけにはいかない、我々職責として、それを言っているんです。多数決で決めるから大丈夫だということやるんですか、また。そうはいかないでしょう。その法的に予算がつく前に、議会の議決を得られる前にそういう執行ができるのかということ、まずもって一つ、1人から4人、それが第1点。それがいつわかったのかということが第2点。それから、町から足りないからと予算をつけるのか、あるいは業者から言われてからつけるのではないんでしょう。先ほどの説明ですと、警察の協議の中で足りないというのがわかったから、足りないから町が出しますよということで今回きょう出てきたのかということ、この3つ。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 交通誘導員をふやした期間というのは土砂運搬の期間でございまして、積算上87日間ということでございます。警察協議につきましては、業者と警察が勝手にいくわけでもなく、当然町も入りながら、やむを得ないということの判断から町のほうで指示をしたということもあります。ただ、その時期はいつだったのかというのは、工事に入るころの段階でございまして、先ほども申し上げましたが、一定の指示は町としてはできます、工事の中で発注者としての部分でございますが、それを早い段階でこういったような議案を出せるような状態であればいいんですが、その間に、後にもほかの部分で工事の数

量等の微調整、そういったものが出てくると2回も3回もという部分もあって、最終的に議員ご指摘のとおり精算するような形で計上したというふうな経緯でございます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 時期の話ですか。（議員の声あり）工事の内容等、その部分につきましては、業者からの提案で、仮にここをこうしたい、ああしたい、そういったものについては、当然発注者側として、いやここはこうだといったことで一定の部分は変更の対象には認めませんけれども、こういった外的な部分につきましては、どうしても警察という協議の中でのお話の部分につきましては、当然即座に対応しなければならない部分でございますので、そういった部分は確かに順序が逆だという指摘も成り立ちますが、即座に対応すべきだろうということも考えられますので、そこはご理解いただければなというふうに思います。ただ、私どものほうで議案として変更契約を出すタイミングとしていいのかという部分につきましては、反省しなければならないなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 課長も大変だと思います。そういう答弁しかできないわけですから、これは仕事ですから仕方ないと思うんですがね。大体、ちょっと誰が客観的に考えた場合、おかしいなという思いです。結局、警察の協議だとかなんとかというのは入札前にやるべきことではないのですか。警察から指摘されたわけですか、その人数が足りないということ。指摘されるのをわからなかったわけ、あの箇所、あの道路の狭いところで、交通誘導員が1人で間に合うと思ってたということ自体がおかしいのではないかということ。指摘されるまでわからなければならない。その業者もよその仕事でもいろいろ経験を持っているでしょう。それなのに、指摘されるまでそれで十分だということではまったこと自体がどうなのかなということ。

それから、それでもやるということではまったんでしょから、それを今度は町がそれに対して足りないから出しますよということもおかしいのかなと。入札でとって、業者から足りないからということで出てきたのではないんでしょう、あなたの説明だと。何でこっちから、業者はそれでやるというのに、ごねんさまというか、足りないからと出すようになるのかどうか。どうもこの出し方が不自然というか、不思議だというか。今まで余りないですよ、こういう事例は。これからあってはならぬことだと思いますし、これ以上課長にお話ししても、あなたの責任だけを問われるような形になりますので。これ入札する際の責任者は副町長です。副町長、こういうやり方はいかなものでしょう、入札のあり方、あるいはその業者の

選定にも問題あるかと思えますよ。余り掘り下げる話はしたくないので、この程度におさめておきますけれども、こういうやり方は余り結構なことではないですからね、どうですか副町長。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今ご指摘ありました入札のあり方、業者の選定のあり方については、担当課長がご説明したとおり、本来のあり方では一般競争入札ということでございますので、そこは問題ないというふうに思います。

ただ、結果として今回こういう形になりまして、先ほど9番議員からもご指摘あったように、ああいう現場でいわゆる積算書をつくる過程で、当然そういった安全管理上の問題から交通誘導員の配置については十分だったのかということについては、結果として警察、交通関係機関のほうから指摘されて、そういう対応を後ほどしているということでございますので、振り返れば当初からそういうものは十分現地の状況を見ながら積算すべきだったということについては、これは真摯にやっぱり反省をしていかなければならないし、今後いろいろな公共工事についても当然考えられる、これは想定外ということにはならないというふうに思いますので、そういった部分については、それぞれ現場を持っている担当課については十分今後とも配慮をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、今回この時期に仮契約書、変更契約の締結議案ということで付議をさせていただいてございますけれども、それは適正かと問われますと、本来こういった事案が発覚した段階で、その都度変更契約、議会の議決にかかわる分についてはその都度議案に付すべきが本来かというふうには考えますけれども、先ほど来担当課長も申し上げておりますように、こういった工事になりますと、現場の状況によって日々搬出土量が当初の計算よりも違いが出てくる、いろいろな部分で、今回の場合は説明を聞きますと誘導員が主な要因ということでございまして、それ以外にもいろいろな調整が、当初積算数量とある部分については増減が出てきている調整の中で350万円ということでございますので、結果として精算というような形での変更契約ということで、とりまとめしてこの時期にご提案をさせていただいているということでございますので、そこは本来どうなんだという部分と、それから実態としてこういうような時期に精算調整をせざるを得ないという部分も含めて、そこはご理解をいただきたいと。その都度やればよいというご指摘、それも正しいご指摘だろうというふうには認識はしておりますけれども、そこは現場、各団地今後ともそういうものが考えられる部分もあるのかなというふうに思いますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思い

ます。

いずれにしても、想定外でない部分のこういった事案につきましては、当初からしっかりした現場の確認、それに伴ういろいろな対策を含めた中で積算をして入札に付すべきだということについては、今後十分意を用いてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 確認の意味なんですが、我々の考え方というのは、この議決に付きなければならない議案というか案件というのは、初めてそこで執行が可能だという、議決をいただいて初めて執行だという解釈で私どもはいるわけです。その中にも、この工事関係の中で先ほど課長が言ったような、内容によっては議決をもらう前に、例えば今回の場合1人のやつが5人になったと、4人も前倒しではないけれども、最初から議決をもらわなくてもやっておったということなんですよ。その辺の何がよくて何が悪いのかという、要するに議決を後でもらっても最初にやっけてもいい事案というのがどういうものなのか、確認のためですよ。議決をもらって初めて次の日から、あるいは当日から執行してもいいというものと、そこが区分があると思うんですよ。その区分がどういうところがよくて、どういうところが悪いのか、法的根拠を示していただきたい。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 法的根拠ということからいえば、その都度現契約に変更が生ずる事象といえますか、そういう事案が出た段階でやるというのが正しいということでございまして、それが許されるという法的根拠は、今私の知識の中ではなかなかご答弁できませんけれども、どうしても現場というのは、ご存じのように日々、「ないならないだけでいいんだから」の声あり）それは本来という形であれば、その都度というのが本来だろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今のこの変更の理由が、主に誘導員というふうなお話でしたけれども、そのほかにどんな理由があったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 主にという部分でお話をしましたが、それぞれいろいろな工種において増減事項がございます。ふえたり減ったりという部分でございますので、一つ一つここで述べても、工種を全て述べることになりますのであれですけれども、例えば掘削した土質が想定と若干ボリュームがそれぞれ異なっている、あと土砂の運搬距離が、残土処

理の仮置き場を近くに設けた関係で減っている、あるいはのり面工の吹きつけの方法について、あと厚さについて、土壌の検査によって工法を若干厚さを変えている、排水の既存の構造物の撤去の厚さが土に埋設されていたのが厚かったとか、そういったもろもろのプラスマイナスありますが、その部分の工事としての部分は全体ではほぼプラスマイナスゼロであると。ただ、直接工事費の部分ではほとんど変更はございませんが、共通仮設費の中の安全費として、その部分だけが今回の変更の対象という形で大きく数字が突出して出ているということで、主な変更理由として説明をさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第3号財産の取得についてから日程第10、議案第6号財産の取得についてまで、以上本4案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本4案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本4案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第3号から議案第6号までの4議案、財産の取得についてをご説明申し上げます。

本4案は、志津川東地区津波復興拠点整備事業用地、志津川西地区防災集団移転促進事業用

地及び復興拠点連絡道路事業用地の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうから議案第3号から議案第6号までの財産の取得につきまして、細部説明をさせていただきたいと思います。

初めに、議案第3号、議案第4号、志津川東地区に係ります津波復興拠点整備事業用地の取得につきましてご説明をしたいと思います。

本町において、津波防災の復興拠点となります市街地形成を図る津波復興拠点整備事業を計画している地区は、以前お話し申しているとおりの志津川の中央地区と東地区の2地区であります。そのうち、志津川東地区は大きく現在造成工事に着手しております東工区と、総合体育館、駐車場、役場庁舎の西側の後背地に位置する西工区、それに西工区の北側の部分に位置します北工区の三つに大きく分かれます。

議案関係資料の9ページをお開きください。

初めに、志津川東地区の西工区に係ります全体計画についてご説明いたしますので、右側の部分の凡例をごらんになっていただきたいと思います。今回取得する津波復興拠点整備事業用地の全体の面積は、約12.9ヘクタールであります。その土地利用計画は、一般住宅用地、黄色の濃い部分であります3.4ヘクタール、災害公営住宅用地3.6ヘクタール、黄色の薄い部分でございます。それから公益的施設、オレンジの部分、それから集会所用地、青い部分0.5ヘクタール、その他として道路、公園緑地など計画されております。

次に、取得する土地の筆数、地目、所有形態などですが、議案関係資料の10ページをごらんになっていただきたいと思います。

初めに、着色部分についてご説明をいたしたいと思います。青い線で囲まれている部分が事業区域であります。そのうち赤い色の部分が議決対象の土地であります。太い黒い線が字界でありまして、右側の部分が字沼田に、左側が天王山ということになります。沼田の100の62、それから天王山51などは既に町有地となっている部分であります。今回取得する予定の全体筆数は10筆で、現況地目は山林であります。所有者は7名で、取得する予定の全体的な金額は5,100万円ほどになっております。7人のうち、議会の議決を要する土地は2件ございます。今回議会の議決を要する土地の所有者は、田中郁子氏と千葉悦子氏のお二人で、面積は約

4,700平米で取得する全体面積の約81%となっております。

次に、議案第5号、志津川西地区に係る防災集団移転促進事業用地の取得につきましてご説明をいたしたいと思えます。

志津川西地区の防災集団移転促進事業用地として取得する土地は、志津川高校、旭ヶ丘団地に挟まれた丘陵地の山林であります。

議案参考資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

小さくて大変申しわけございませんが、右側の同じように凡例の部分をごらんになっていただきたいと思います。今回取得する防災集団移転事業の促進用地の全体面積は約6.3ヘクタールで、その土地利用計画は一般住宅用地、黄色の薄い部分が2.2ヘクタール、災害公営住宅用地、黄色の濃い部分です、0.6ヘクタール、それから公園緑地、黄緑色・緑色の2.3ヘクタールのほか、区画道路、集会所用地となっております。

次に、取得する土地の筆数、地目、所有形態ですが、議案参考資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

取得する全体の筆数は18筆で、現況地目はほとんどが山林、所有者は8名、取得金額の合計は5,200万円ほどとなっております。そのうち、議会の議決を要する土地は3件ございますが、今回土砂等の運搬に必要な土地1件を先行してご提案し、他の2件は次回の議会にご提案させていただきたいと考えております。議案第5号の阿部善治氏が所有する土地は、廻館の5筆で赤く塗りつぶされている部分でございます。

最後になりますが、議案第6号、復興拠点連絡道路事業用地の取得につきましてご説明いたします。

議案関係資料21ページをお開きいただきたいと思います。

志津川地区の復興拠点連絡道路事業として取得する土地は、志津川西地区、中央地区、志津川東地区の住宅団地を結ぶ復興拠点連絡道路に係る土地であります。全体の計画は、延長が2.7キロメートル、幅員が12メートルであります。議会の議決を要する土地は、復興拠点連絡道路のうち中央地区と東地区を結ぶ区間の道路の部分でありまして、取得する筆数は3筆、現況地目は山林であります。所有者は3名であります。

次に、取得する土地等の形態であります。議案参考資料の22ページをお開きください。

議会の議決を要する土地は1件であります。土地の所有者は佐藤貞興氏で、天王山103番1の土地1筆で、面積約1万7,200平方メートルであります。なお、議案の3号から6号までの山林の取得単価は、不動産鑑定価格等から1平方メートル当たり870円と決定したものであり

ます。

以上で、3号から6号までの細部説明を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1件だけお聞きします。今回この土地が売れてというか、それで町に税金として幾らぐらい入るのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 譲渡所得ということでお答えさせていただきます。

譲渡所得につきましては、所得税法上分離課税となっております、長期譲渡所得といって、5年以上所有している土地については譲渡価格から取得費、譲渡費用等、特別控除等を引いた残の所得があった場合、それに20%課税されるということで、その20%のうち5%が住民税となって、町、県の住民税という形で収納されるということになります。ただ、ご存じのように特別控除、収用とか土地区画整理事業等の収用等の控除がありますので、控除を超えなければ所得は発生しないという考え方になります。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 今町民税務課長がお話ししたとおり、今回の譲渡所得につきましては、特別控除として5,000万円が適用になります。ですから、売り払いした金額から必要経費等を引きまして、それから最終的に5,000万円引いた金額が発生すれば税は出てきますが、短期であれば20%、所得税15%の町民税が5%という形ではありますが、一般的には5,000万円の範囲内ということで税は発生しないような形になるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 税金としては入らないということですね。それで、関連で伺いたいんですけども、結構復興でゼネコンさん初め土建屋さんに土地を貸していると思うんですけども、そういったやつの収入というのは町として大体どれぐらい入っているのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 被災土地の買い取りをして、かなり町有地が発生してございまして、工事用の資材置き場等で貸しつけている実態ございますけれども、申しわけございませんが、ただいまその資料をちょっと持参してございませんので、必要であれば後ほどお知らせしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、後ほどということなので、それにあわせて個人で貸している分の収入があった場合も一緒をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成26年第1回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時14分 閉会